

重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定計画相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 事業者の概要

経営事業者の名称	社会福祉法人 西南陽光福祉会
法人所在地	岐阜県大垣市上石津町宮字中野409番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 伊藤 光彦
電話番号	0584-45-3772

2 事業の種類と目的

事業所の種類	指定特定相談支援事業 大垣市指定 指定番号 2132100666 指定年月日 平成24年 9月 1日
事業所の目的	指定特定相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な指定特定相談支援の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	指定計画相談支援は、利用者の心身の状況及びそのおかれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しています。 事業の実施にあたっては、利用者に提供される障害福祉サービス等が特定の種類または特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立におこないます。 市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努め、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および他関係法令を遵守します。
事業所の名称	みどりのおか相談支援センター

事業所の所在地	岐阜県大垣市多芸島4丁目51-1
代表者氏名	管理者 松井 義
電話番号	0584-88-2950
FAX番号	0584-88-2951
開設年月日	平成24年 9月 1日

3 この事業所で合わせて実施する事業

事業の種類	指定年月日	利用定員
生活介護	平成24年 4月 1日	22人
就労継続支援B型	平成24年 4月 1日	18人

4 事業所の概要

(1) 建物（障害福祉サービス事業所ハーモニー大垣 と供用）

建物の	構造	鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建
	延べ床面積	479㎡
	利用定員	40人
敷地面積		1265.58㎡

(2) 主な設備（特定相談支援に関わる部分）

設備の種類	室数	面積	備考
相談室	1室	13.68㎡	
事務室	1室	36.06㎡	

(3) 職員体制

職 種	員 数	区 分				常勤換算後 の職員	保有資格
		常 勤		非 常 勤			
		専 従	兼 任	専 従	兼 任		
管 理 者	1		1			0.5	
相 談 支 援 専 門 員	1	1				1.0	介 護 福 祉 士

5 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
管 理 者	正 規 の 勤 務 時 間 帯 (8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0)
相 談 支 援 専 門 員	正 規 の 勤 務 時 間 帯 (8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0)

6 営業日及び営業時間

営 業 日	日 曜 日、祝 日 及 び 事 業 所 が 指 定 す る 特 定 の 日 を 除 く 毎 日
営 業 時 間	午 前 8 時 から 午 後 5 時 まで
サ ー ビ ス 提 供 日	日 曜 日、祝 日 及 び 事 業 所 が 指 定 す る 特 定 の 日 を 除 く 毎 日
サ ー ビ ス 提 供 時 間	午 前 8 時 から 午 後 5 時 まで

* 事 業 所 が 休 日 で、連 絡 が 必 要 な 場 合 は、緑 の 丘 (0 5 8 4 - 4 5 - 3 7 7 2) ま で ご 連 絡 ぐ だ さ い。

7 通常の実施地域

大 垣 市、養 老 町、関 ヶ 原 町、垂 井 町

8 主たる対象者

知 的 障 害 者

9 サービスの概要（特定相談支援の内容）

（1）サービスの提供方法等についての説明

利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有するものによる支援等適切な手法を通じ行うものとする。

（2）アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施

（ア）適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境及び日常生活

全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行うものとする。

（イ）利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。また、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

（3）サービス等利用計画書の作成

（ア）アセスメントに基づき、地域における指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容及び量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載するものとする。

（イ）サービス等利用計画書に位置付けた福祉サービス等について、

法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、サービス等利用計画書の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

（ウ）サービス等利用計画書を作成した際には、サービス等利用計画書を利用者又はその家族に交付するものとする。

（4）サービス等利用計画の実施

（ア）支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画書の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画書に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、サービス等利用計画書の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

（イ）（ア）に規定するサービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画書の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

（ウ）サービス等利用計画書を作成した際には、サービス等利用計画書を利用者又はその家族及び担当者に交付するものとする。

（5）モニタリング（サービス等利用計画の実施状況の把握）の実施

(ア) 利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に、厚生労働省令で定める期間ごとに利用者等の居宅等を訪問し、利用者に面接し、その結果を記録するものとする。

(イ) モニタリングの結果、必要に応じてサービス等利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。

(6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (5) に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行うものとする。

10 利用者負担額及び実費負担額

指定相談支援事業に関する利用料金については、事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス料金に相当する給付を受領するため、利用者の自己負担はありません。また、市町村から代理受領したした場合は、その金額をお知らせします。なお、法定代理受領される金額は(別表1)の表のとおりです。

通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者又はその保護者から徴収するものとします。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとします。

(1) 事業所から片道1キロメートルごとに 30円

交通費につきましては、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月の20日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- ア、窓口での現金支払い
- イ、指定口座へのお振込み
- ウ、金融機関口座からの自動引き落とし

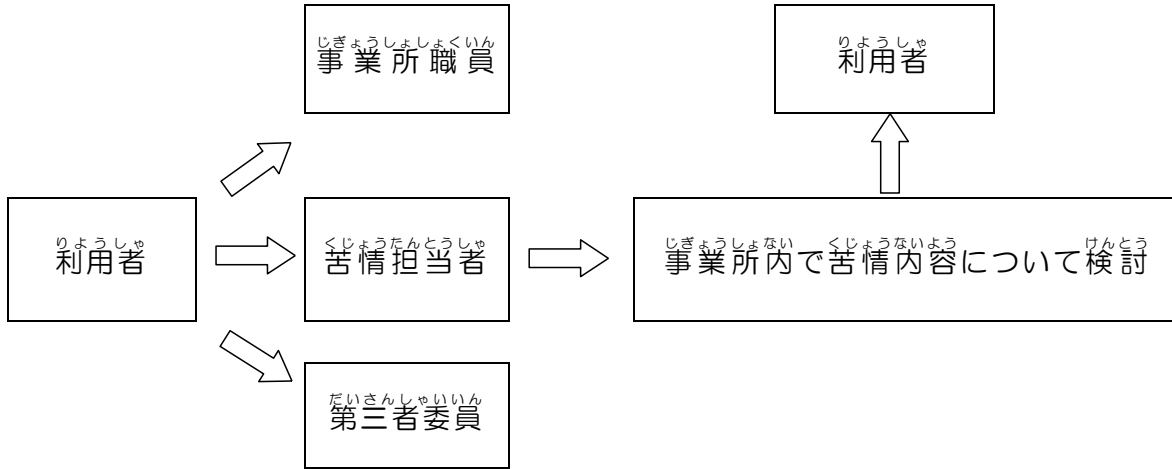
11 苦情の受付について

当事業所の相談支援等に関するご相談・苦情及びサービス利用計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情は、次のところで受け付けております。

当サービス
ご利用相談窓口

- ・窓口担当者 坂 典樹
- ・ご利用時間 8:00~17:00
- ・電話番号 0584-88-2950
- ・担当者が不在の場合は、事務所までお申し出下さい。
- ・苦情受付箱を設置しておりますのでご利用下さい。

当事業所における苦情処理体制



行政機関その他苦情受付窓口

<p>おおがきしやくしよふくしよ 大垣市役所福祉部 しょうがいふくしか 障害福祉課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 所在地 岐阜県大垣市丸の内2-29 電話番号 0584-47-7298 受付時間 月～金曜日 8時30分から17時15分
<p>ぎふけんしやかいふくし 岐阜県社会福祉 協議会 きようぎかい (運営適正化委員会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 所在地 岐阜県岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県農業・福祉会館内 電話番号 058-278-5136 FAX 058-278-5137 受付時間 月～金曜日 9時から17時
<p>だいさんしやいじん 第三者委員</p>	<p>坂井 美毅 坂下 智幸</p>

12 緊急時及び事故発生時等に於ける対応方法

指定計画相談支援の提供により事故が発生したときは、直ちに大垣市、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。

13 個人情報保護

事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱う物とします。

14 虐待防止

事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めています。

虐待に関する相談は、次のところで受け付けています

<p>おおがきしやくしょふくしふ 大垣市役所福祉部 しょうがいふくしか 障害福祉課</p>	<p>• 電話番号 0584-47-7298</p>
<p>おおがきししょうがいしゃ 大垣市障害者 ぎやくたいぼうし 虐待防止センター</p>	<p>• 電話番号 0584-73-0202 • FAX 0584-81-5500</p>

15 その他

<p>サービス提供記録の保管</p>	<p>サービス提供日から、5年間保存します。</p>
<p>サービス提供記録の閲覧</p>	<p>午前9時から午後4時まで</p>
<p>サービス提供記録の複写物の交付</p>	<p>複写に際しては、1枚につき20円いただきます。</p>

* サービスに関わる記録・情報につきましては、当法人の「個人情報管理規程」のもと、提供いたします。各種記録につきましては、記録保管の必要上、原本をお渡しすることはできません。

指定特定相談支援事業所 緑の丘相談支援センターにあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地

岐阜県大垣市多芸島4丁目51-1

名称

社会福祉法人 西南陽光福祉会

緑の丘相談支援センター

説明者

職名 相談支援専門員

氏名

印

私は、本書面により、これから利用する緑の丘相談支援センターのサービスの重要な事項について、事業者から説明を受けたことを確認しました。この重要事項説明書に同意し、承諾いたします。

利用者

住所

氏名

印

署名代行者

印

代理人・後見人

住所

氏名

印

続柄

身元引受人

住所

氏名

印

続柄

注：利用契約における、留意事項を含む。